

○群馬県警察自動車整備工場の設置及び運営に関する訓令

昭和42年12月16日本部訓令甲第29号

改正

昭和44年2月19日本部訓令甲第1号
昭和52年3月8日本部訓令甲第2号
昭和54年3月1日本部訓令甲第3号
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号
平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成2年3月20日本部訓令甲第1号
平成7年3月3日本部訓令甲第2号
平成8年3月15日本部訓令甲第3号
平成10年2月27日本部訓令甲第2号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成14年3月15日本部訓令甲第4号
平成14年3月29日本部訓令甲第9号
平成16年3月9日本部訓令甲第6号
平成19年3月7日本部訓令甲第2号
平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成30年3月7日本部訓令甲第3号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号

群馬県警察自動車整備工場の設置および運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察自動車整備工場の設置及び運営に関する訓令

群馬県警察本部自動車整備工場の運営に関する訓令（昭和38年群馬県警察本部訓令甲第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 警務部装備施設課に、群馬県警察自動車整備工場（以下「整備工場」という。）を置く。

2 整備工場の管理及び運営については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「車両管理及び安全運転訓令」という。）における当該用語の意義による。

- (1) 警察車両
- (2) 定期点検整備
- (3) 臨時整備

（工場長等）

第3条 整備工場に次の各号に掲げる工場長等を置き、それぞれ当該各号に掲げる警務部装備施設課員をもって充てる。

- (1) 工場長 次席
- (2) 工場長代理 課長補佐（車両整備担当）
- (3) 副工場長 警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が指名する車両整備係長
- (4) 整備員 副工場長以外の車両整備係長、車両整備主任及び車両整備係員

（自動車検査員等の選任）

第3条の2 警察本部長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）の規定に基づき、前条の工場長等のうちから適格者を自動車検査員及び整備主任者に選任しておくものとする。

2 警察本部長は、保安基準適合証等（車両法第94条の5第1項に規定する保安基準適合証及び保安基準適合標章をいう。）の交付者を前条の工場長等のうちから選任しておくものとする。

（工場長の責務）

第4条 工場長は、装備施設課長の命を受け、整備工場の業務を総括するとともに、副工場長及び整備員（以下「整備工場勤務員」という。）を指揮監督し、整備能率の向上及び安全作業等の推進に努めなければならない。

（工場長代理の責務）

第4条の2 工場長代理は、工場長の職務を補佐するとともに、工場長に事故がある場合は、その職務を代理するものとする。

（整備工場勤務員の遵守事項）

第5条 整備工場勤務員は、次の事項を守らなければならない。

- （1）警察車両の整備作業を迅速・確実に行うとともに、事故防止に努めること。
- （2）機械・器具その他備品の取扱いを適正にし、その保全に努めること。
- （3）火気及び危険物の取扱いには、十分注意すること。
- （4）整備工場内外の清潔・整とんに留意すること。
- （5）整備工場内には、みだりに関係者以外の者を立ち入らせないこと。

（整備の種別）

第6条 整備工場で実施する警察車両の整備は、定期点検整備及び臨時整備とする。

（警察車両の入場措置）

第7条 車両管理及び安全運転訓令の定めるところにより、整備工場で整備することとなる警察車両については、工場長が、副工場長に整備実施上必要な指示を行つた後、整備工場に入場させるものとする。ただし、緊急を要するときは、副工場長が整備工場に入場させることができる。この場合においては、副工場長は速やかに工場長に報告しなければならない。

（受入検査及び整備）

第8条 副工場長は、前条の規定に基づき整備工場に入場した警察車両については、整備すべき箇所及び整備の程度を決定するため、整備員を指揮して受入検査を行つた上、車両整備指図書（別記様式第1）により、当該警察車両の整備に従事すべき職員を指名し、整備を実施するものとする。ただし、受入検査の結果、民間の整備工場で整備する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（外注による整備）

第9条 副工場長は、前条ただし書に規定する場合に該当する警察車両のあるときは、工場長に報告しなければならない。

2 工場長は、前項の報告を受けたときは、外注整備申請書（別記様式第2）により、装備施設課長に車両の整備を申請するものとする。

（完成検査）

第10条 副工場長は、整備工場において、又は外注により警察車両の整備が完了したときは、整備主任者に完成検査を実施させなければならない。この場合において、車両法の規定により自動車検査証の有効期間を更新するために保安基準適合証の作成を必要とするときは、自動車検査員に完成検査を実施させなければならない。

2 副工場長は、前項の完成検査が終了したときは、当該検査を実施した整備主任者に車両整備台帳（別記様式第3）及び車両法の規定に基づく整備関係諸記録に所定事項を記載させたうえ、結果を工場長に報告しなければならない。

（整備完了報告）

第11条 工場長は、前条の報告を受けたときは、車両整備完了報告書（別記様式第4）により、装備施設課長に報告しなければならない。

2 装備施設課長は、警察車両管理上重要と認められる整備の完了結果については、警務部会計統括官の承認を受けなければならない。

（整備の完了した警察車両の引渡し）

第12条 工場長は、整備の完了した警察車両については、前条の手続が終了した後、装備施設課長の指示を受け、車両法の規定に基づく整備関係諸記録とともに当該警察車両の配置先の所属長に引き渡すものとする。

(部品等の購入計画)

第13条 工場長は、整備工場において警察車両を整備するため必要な部品等で、一括購入しておくことが適当と認められるものについては、毎年上・下半期ごとに部品等の購入計画を立て、装備施設課長の承認を得た上、購入について必要な手続をとるものとする。

(備品及び部品等の管理)

第14条 副工場長は、整備工場で使用している備品を備品現在簿(別記様式第5)及び備品供用整理簿(別記様式第6)に、部品等を消耗品受払簿(別記様式第7)に、それぞれ品目ごと(備品供用整理簿においては、使用者ごととする。)に登載して、常に保全及び収支を明らかにしておかなければならない。

2 副工場長は、前項の消耗品受払簿を四半期ごとに締め切り、当該期間の終了した翌月10日までに工場長を経て装備施設課長に提出するものとする。

(整備日誌)

第15条 副工場長は、整備工場における1日の作業状況を車両整備日誌(別記様式第8)に記載し、翌日(翌日が休日等にあたる場合は次の勤務日とする。)に工場長に提出するものとする。

(整備実績報告)

第16条 工場長は、毎月整備工場で行った車両整備の実績をとりまとめ、車両整備実績報告書(別記様式第9)により、翌月10日までに装備施設課長に報告しなければならない。

(実施事項の委任)

第17条 この訓令の実施について必要な事項は、装備施設課長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和44年2月19日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月8日本部訓令甲第2号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月1日本部訓令甲第3号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日本部訓令甲第4号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月16日本部訓令甲第2号)

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成2年3月20日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月3日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。ただし、警察官派出所等の改称に係る改正規定は平成7年3月15日から、部、課の規定順に係る改正規定、防犯部、防犯課、同課の係、防犯少年課、刑事防犯課及び同課の係の改称に係る改正規定並びに生活安全官、交通官、技能指導官及び刑事官の設置及び職務に係る改正規定は平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月15日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成10年2月27日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成10年3月7日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成11年3月15日本部訓令甲第8号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令甲第4号)

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日本部訓令甲第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成16年3月9日本部訓令甲第6号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年3月7日本部訓令甲第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年3月14日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成20年3月6日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日

(2) 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成20年3月19日

附 則 (平成22年3月11日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日本部訓令甲第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則(平成23年群馬県公安委員会規則第1号)の改正規定に係る改正規定(交通部総合センター長に係る改正規定を除く。)並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成30年3月7日本部訓令甲第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成31年2月26日本部訓令甲第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。